



“Always thinking”を
教えてくれた恩師



塚原 朋一
会長・弁護士

《栃木の田舎で高校までを過ごし》

大学入学のため上京した。家庭教師の教え子から「先生の英語は訛っていますね」と言われた。昭和43年に22歳で司法修習生という変な社会人になった。修習の始めに、みっちり法曹教育を受けたが、社会人としての常識を教えてもらうことはなかった。

《それは初日に始まった》

その年7月、東京で実務修習が始まり、初日に配属先の法律事務所に行かされた。暑い日だった。いそ弁の先生方に挨拶をしたあと、ボス弁の部屋に入った。おそるおそる、「あのオー」と尻上がりの栃木弁で、自分の名前を言い出そうとした。いきなり、「ちゃんどこまで入って来て、こっちを向いて言いなさい」と怒鳴られた。「今、話している時間はない、これを読んでおきなさい」と言われ、分厚いファイルを渡された。どうも遺産分割の事件らしい。一通り、読んだ。

まもなく昼になって、料亭に連れられ、鰻重を初めて食べた。「さっきの遺産の件は、どう思うか」と聞かれた。まだ何も質問されていなかったのだから、「何が問題なのですか」と聞いた。すると、声を張り上げて、「なにーっ。聞いているのはこっちだ、何が問題になるのか、分からないのか」と米粒が飛んできた。質問もしないで、答えろとは、理不尽な人だな、と思った。

《とんでもない事務所に来たな》

それが第一印象だった。とにかく早く帰宅したいと思った。柱時計が午後3時を廻った。研修所でも3時を過ぎると、もう授業はない。誰も動かないので、少し念を入れて、3時30分を過ぎるのを待った。そして、「あのオー、3時を回りましたので、もう帰っていいでしょうか」と聞いた。先生は「何か、用事があるのか」、私は「特に用事はないのですが、3時を過ぎたので、もう帰ろうかなと思ひまして」。すると、先生は、「何を言っているのか。うちの事務所は、夕方6時半までやっている。弁護士は、もっと遅い。君も弁護士と同じにしなさい。」と、また怒られた。

《その日は長い一日だった》

事務所には9時過ぎまでいて、それから、「塚原君の歓迎会」に連れて行かれ、生まれて初めて“キャバレー”に行き、帰途、タクシーに乗せられ、深夜、家に着いた。これは、大変なところに来てしまった。あと、4か月も、こんな生活が続くのか。何度も、ため息をつきながら寝た。生涯で、最も長い1日だった。

《先生からの4か月の教え》

私は、その後の4か月の弁護士修習で、先生から、「法曹はかくあるべし」という法曹の神髄から、行儀作法や敬語の効用まで教わり、その間に、恐い先生が少し

ずつ優しい先生になっていった。そして、生涯にわたる師匠として、敬慕することとなった。

先生の名前は、矢吹輝夫。1926年に生まれ、2006年に没した。東京弁護士会の副会長、司法研修所民事弁護教官などを務め、多くの若者から慕われた名物教官だった。

《Always thinking の実践》

先生から教わった最も大切なことを1つ挙げるとすると、これだ。読んで字のごとく、「法曹は、事件を担当したら、解決するまで、常に考え続けるのだ」という。

「常に」ということは、24時間であり、毎日である。机の前だけではなく、横になっているときでも、散歩しているときでも、風呂に入っているときでも。24時間だから、起きているときだけでなく、横になって寝入るときでも。ときには、眠っているときでもある。

判決起案や、論文の執筆中などに散歩に出かけるときは、メモ用紙とサインペンをポケットに入れる。就寝する前の寝酒では、テーブルの上に大きめの紙片を広げ、筆ペンで大きく書き留める。今でも。

《最高裁調査官時代の 思い出の1つ》

いつぞや、弁護士会の機関誌『自由と正義』に、最高裁調査官時代の逸話として、こんな話を紹介したことがある。はなはだ難解

な法律問題で恐縮であるが、Always thinkingの賜ともいえるべき思い出である。民法501条の代位弁済について、保証人(信用保証協会)が代位弁済した場合に、主債務者との間で、予め全額につき代位できる特約をしていたときには、物上代位によって被代位者に対し後順位抵当権者が有していると期待していた法定分について代位する利益を奪ってもいいか、という難問があった。上告理由では、保証人は特約によっては全額につき代位することはできないと主張されていた。この問題にぶつかってから幾週間も、悩みに悩み、寝ても覚めても、考え続けた。ちょっと大袈裟に言えば、わが人生の成否を賭けた難問への挑戦だった。ある日、遅い夕食の後だった。自宅の床で横になってテレビを見ていたら、妻が流し場で食器を洗い、その金桶を横にして、汚水を流した。水は勢いよく、流しの下にN字型の排水管を上下して、床下に流れていった。そのN字管が、後順位抵当権者に見えた。流された汚水は負の資産であるが、これを法的な利益と見ると、今、悩んでいる法律問題に似ているぞと閃いた。そうだ、物上代位は、被代位物について権利性がある場合に限られると考えればいいのだ、と思いついた。実はこの論脈にも修正はあったが、結局、最高裁昭和59年5月29日判決として世に送られ、多くの学者から称賛を受け、反対説は出な

った。

《Always thinking の公知性》

このときも、矢吹先生を思い出した。しかし、よく考えてみると、実は、この「Always thinkingのすすめ」は、難問解決の際によく経験することであることに気付く。歴史上の有名なアルキメデスの原理、ニュートンの万有引力の法則も、その逸話の真偽は別として、思い至ったのは、机の上や実験台ではなかった。自然科学の法則がそのような自然現象を見て思い至るのは、当然のことではある。しかし、法律論の世界でも、難題とは全く別な現象を見て思い至ったり、知人との雑談中に、その話題とは関係なく、急に思い至ったりすることがある。

《Always thinking と今》

そう考えてくると、このAlways thinking 論は、矢吹先生が創作したものではない。この点について、矢吹先生が自らこの戒めはご自分の創作ではなく、その恩師である田辺弁護士から伝授されたものと説明され、ご自分の座右の銘としていると説明を受けている。誰の創作でもいい。私は、難題にぶつかると、今でも、メモ用紙とサインペンと一緒に散歩に出る。

以上